

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	被災者台帳作成に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

港区は、被災者生活再建支援に関する事務において、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるために適切な措置を講じること、区民等のプライバシー等への権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

港区長

公表日

令和6年6月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	被災者台帳作成に関する事務
②事務の概要	災害対策基本法第90条の3第1項にもとづき被災者台帳を作成し、り災証明書発行を行う。
③システムの名称	1被災者生活再建支援システム 2システム共通基盤 3中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
被災者台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一第36の2項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号) 第28条 3 港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年港区条例第28号) 第4条別表第二第26項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) (別表第二における情報提供の根拠)なし (別表第二における情報照会の根拠)第56の2項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号) (情報提供の根拠)なし (情報照会の根拠)第30条 3 港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年港区条例第28号) 第4条別表第二第26項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	防災課
②所属長の役職名	防災課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒105-8511東京都港区芝公園1-5-25 5階 防災危機管理室防災課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	港区防災危機管理室防災課 03-3578-2540

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	防災課長 佐藤 博史	防災課長 白井 隆司	事後	人事異動に伴う変更
平成31年4月1日	平成31年1月版様式2に変更			事後	様式変更のため
平成31年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	防災課長 白井 隆司	防災課長	事後	氏名記載不要となったため
平成31年4月1日	Ⅲ しきい値判断項目 1 対象人数 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	しきい値を再確認したため
平成31年4月1日	Ⅳ リスク対策 全項目を新規記載			事後	
令和2年4月1日	Ⅲ しきい値判断項目 1 対象人数 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	しきい値を再確認したため
令和3年4月1日	Ⅲ しきい値判断項目 1 対象人数 2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	しきい値を再確認したため
令和3年6月30日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)	事前	番号法改正のため
令和4年4月1日	Ⅲ しきい値判断項目 1 対象人数 2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	しきい値を再確認したため
令和5年6月21日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	3 港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例(平成27年港区条例第28号) 第11条の2 別表第二第26項	3 港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年港区条例第28号) 第4条 別表第二第26項	事後	条例改正のため
令和5年6月21日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	3 港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例(平成27年港区条例第28号) 第11条の2 別表第二第26項	3 港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年港区条例第28号) 第4条 別表第二第26項	事後	条例改正のため
令和5年6月21日	Ⅲ しきい値判断項目 1 対象人数 2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	しきい値を再確認したため
令和6年6月21日	Ⅲ しきい値判断項目 1 対象人数 2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	しきい値を再確認したため